

平成 29 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、平成 29 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、中山間地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に規定する過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に規定する振興山村地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に規定する離島地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に規定する半島地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。）への訪問看護サービスを充実するために、高知県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア 訪問看護ステーション連絡協議会事務局経費

イ 訪問看護に関する相談対応経費

ウ 事業の広報及び訪問看護の普及啓発経費

エ 事業の実施に係る訪問看護ステーションへの教育経費

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

カ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

(2) 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部を負担するために必要な経費

ア 最寄りの訪問看護ステーション又は基幹ステーションから訪問看護利用者の居宅への訪問経費で不採算分の経費（医療保険適用の場合に限る。）

イ 中山間地域に所在する保険医療機関が訪問看護を実施した場合の経費で不採算部分の経費（医療保険適用の場合に限る。）

2 前項の規定は、当分の間、佐川町及び日高村（以下「知事が指定する地域」という。）について準用する。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更（補助金額の増額又は30パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

1 区分	2 対象経費	3 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の補助	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 2 中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上 3 中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。）、精神科訪問看護基本療養費（保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。）、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数に乗じて得た額を高知県訪問看護ステーション連絡協議会が補助した額</p>	定額

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。